

令和 2 年 3 月 定例会 (令和 2 年 3 月 2 3 日)

## 泉南清掃事務組合議会会議録

# 令和2年第1回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

## 目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	4
○例月現金出納検査結果報告	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

## 令和2年泉南清掃事務組合議会第1回定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年3月23日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 4 議案第 1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計予算について

### 本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6

出席議員（12名）

1番	福田雅之君	2番	二神勝君
3番	見本栄次君	4番	上甲誠君
5番	畑中譲君	6番	中村秀人君
7番	金子健太郎君	8番	河部優君
9番	岡田好子君	10番	堀口和弘君
11番	森裕文君	12番	南良徳君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	竹中勇人君	副管理者	水野謙二君
会計管理者	東野雅毅君		

事務局職員出席者

事務局長	知久孝君	事務局次長兼 総務課長	小川哲司君
事業課長	古木康之君	事業課長代理	東浩次君
総務課長代理	石田弘司君		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（二神 勝君） 皆さん、おはようございます。

少し時間が早いですが、全員そろってございますので、それでは、これより開催させていただきます。

本日、議員皆様方には、公私とも何かとご多忙のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

議員定数12名全員出席でございますので、令和2年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（二神 勝君） これより会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（二神 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、3番、見本栄次議員、4番、上甲誠議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（二神 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。



### ◎管理者の挨拶

○議長（二神 勝君） 続きまして、開会にあたり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

竹中勇人管理者、どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

令和2年第1回泉南清掃事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素から、二神議長はじめ、組合議会議員の皆様方におかれましては、清掃行政全般にわたりましてご支援、ご協力を賜っておりますことを心から御礼を申し上げます。

また、本日は、大変お忙しい中、議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

さて、本日の議案につきましては、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について及び議案第2号、議案第3号の以上3件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。



### ◎例月現金出納検査結果報告

○議長（二神 勝君） 日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告について、上甲誠監査委員よりお願いいたします。

上甲委員。

○4番（上甲 誠君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告につきまして

ご報告申し上げます。

資料につきましては、既にご配付させていただいておりますので、ご覧いただいておりますものと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、令和元年度会計の11月分から1月分の3か月分の検査を実施いたしました。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について、収支内容を照合したところ、いずれも符号しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単でございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

公平委員会委員の佐野隆久氏は、令和2年2月21日をもって任期満了となっておりますが、最適任者と認め再任いたしたくご提案を申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示しのとおりでございます。

何とぞよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第5、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本組合関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものでございます。

この条例は、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の施行に向けて、本組合における関係条例の改正を一括して行うため、整備条例という形で制定するものでございます。

議案書7ページをお開き願います。

まず第1条、泉南清掃事務組合職員定数条例の一部改正でございますが、第1条中、臨時に雇用される者を地方公務員法第22条第1項に規定する会計年度任用職員に改めるものでございます。



次に、第2条では、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、第3条では、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正、第4条では、職員団体の登録に関する条例の一部を改正するものでございます。

各条例の必要な事項については、泉南市の例によることとすると明記をさせていただいてございます。泉南市の条文に合わせ、法律改正に伴う引用条項の整理を行うものでございます。

次に、第5条、職員の給与及び勤務条件についての条例の全部改正でございますが、本組合職員の給与等、勤務時間、その他勤務条件につきましては、泉南市に準じておりますので、本条例の運用について、その対象に会計年度任用職員を加え、給与等、勤務時間、その他の勤務条件について、全て泉南市に準ずる形といたしてございます。

次に、第6条、泉南清掃事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、第2条第2項におきまして、再任用短時間勤務職員の月額支給分の算出方法について明記をしておりますが、泉南市同様、当組合特殊勤務手当につきましては、月額支給分は廃止しておりますので、第2項を削除させていただきます。

なお、この条例の施行期日は令和2年4月1日から施行いたします。

また、9ページから11ページに新旧対照表を添付いたしてございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようでございますので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第6、議案第3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書は1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を13億3,151万5,000円と定めるものでございます。

まず、歳出予算からご説明をさせていただきます。

予算書4ページをお開き願います。

まず、第1款議会費といたしまして、組合議会の活動に要する経費といたしまして330万2,000円を計上いたしてございます。

次に、第2款衛生費といたしまして10億339万円を計上してございます。

次に、第3款公債費といたしまして3億2,238万4,000円を、第4款予備費といたしまして60万円、第5款災害復旧費といたしまして183万9,000円を計上いたしてございます。

以上、歳出予算額合計で13億3,151万5,000円の予算でございます。

次に、歳入予算でございますが、3ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金といたしまして10億3,882万1,000円、第2款使用料及び手数料といたしまして1億5,414万8,000円、第4款繰越金といたしまして1,000円、第5款諸収入といたしまして2,614万5,000円、第6款組合債といたしまして1億1,240万円を計上いたしてございます。

以上、歳入予算額13億3,151万5,000円の予算でございます。

なお、地方債、一時借入金の限度額並びに歳出予算の流用につきましては、本案のとおり定めたものでございます。

なお、予算の詳細につきましては、改めて事務局長から説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

知久孝事務局長。

○事務局長（知久 孝君） それでは、議案第3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計予算の詳細につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

予算書11ページをお開き願います。

第1款議会費でございますが、議員活動に要する経費といたしまして330万2,000円を計上いたしております。

次に、12ページから13ページにかけましての第2款衛生費、清掃費、清掃総務費でございますが、特別職の報酬及び一般職の給料等、また報償費につきましては弁護士報酬となっております。

飛ばしまして、11節役務費でございますが、建物災害保険料111万8,000円をはじめ、通信費、各種健康診断料等を計上してございます。

次の委託料202万4,000円でございますが、財務書類関係及び組合ホームページ関連の委託経費となっております。

次に、14ページにかけましての使用料及び賃借料50万7,000円のうち、国有財産土地使用料35万3,000円でございますが、構成市の収集部門が使用しております国有地の敷地部分につきましては有償貸付となっておりますので、近畿財務局に土地使用料を支払うものであります。

次に、18節負担金補助及び交付金82万6,000円につきましては、全国都市清掃会議をはじめとする各種団体に負担金を支出するものでございます。

続きまして、第2項塵芥処理費でございますが、15ページにかけましての給料等につきましては、事業課9人分の人件費となります。

次に、需用費5,356万8,000円のうち主なものといたしましては、光熱水費につきましては

リサイクル施設での電気代、そして施設全体で使用する水道代となります。

また、修繕料2,442万8,000円につきましては、リサイクルセンター設備などの修繕や焼却施設の定検工事に伴う修繕、計量器定期点検整備等の修繕が主なものとなります。

次に、12節委託料4億7,943万9,000円の主なものにつきましては、排ガス及びダイオキシン類等の測定業務のほか、一般廃棄物埋立処分、要するに焼却灰の埋立処分の委託料及び焼却灰等を運搬業務する委託料となります。

資源ごみ選別等業務委託料につきましては、有価物などのリサイクルを推進するための選別業務の委託料でございます。

飛ばしまして、下段3列に記載しておりますごみ処理施設包括的運転等委託をはじめとする委託料は、プラントの運転、薬剤調達、電力調達を現在の運転管理委託業者でございますJFEに委託する経費となります。

次に、14節工事請負費2億7,502万8,000円のうち、ごみ焼却設備定検工事につきましては、焼却設備が機能を十分に発揮するために、運転中に実施できない内部の点検ですとか、主要機器の分解や部品の検査等を実施しまして、施設の能力を最大限に維持しまして、運転に支障のないように整備を行っていくというものになります。

高圧復水器更新工事でございますが、2か年工事として行っております。令和元年度は機器の製作を行いまして、令和2年度に機器の設置を行うということになっております。

その他の工事につきましては、それぞれ施設の劣化を改修する補修の工事となります。

次に、16ページの負担金補助及び交付金148万円でございますが、フェニックスの負担金でございます。

続きまして、ごみ処理施設整備費でございますが、これは次期のごみ処理施設の建設に係る新規経費でございます。令和2年度につきましては、基礎調査業務委託料として520万円を計上させていただいております。この敷地内での建設の手順でございますとか、施設レイアウトの見通しを調査していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、厚生費、温水プール管理費でございますが、委託料3,863万9,000円につきましては、温水プールの指定管理料となります。

次に、17ページの公債費でございますが、施設整備のための事業債の元金、利子償還金となります。

次に、19ページの災害復旧費でございますが、これは平成30年度の台風21号によりましてフェニックスが被災をしたということで、令和元年、令和2年に分けて復旧事業費を負担す

るというものでございます。

次に、ただいまご説明申し上げました歳出を賄うための歳入でございますが、予算書9ページにお戻り願います。

分担金及び負担金でございますが、泉南市から5億7,101万9,000円、阪南市から4億6,780万2,000円となっております。

第2款使用料及び手数料でございますが、一般及び事業者の衛生使用料として、このごみ処理施設の使用料1億5,414万8,000円となっております。

次に、10ページにかけましての第5款諸収入でございますが、雑入としまして、鉄などの有価物を売り払う代金でありますとか、ペットボトルなどの有償入札拠出金、それと職員駐車場の利用料となっております。

次に、第6款組合債でございますが、一般廃棄物処理事業債としまして、フェニックスの整備事業債、ごみ処理施設の整備事業債、フェニックスの災害復旧事業債の計上となります。

なお、予算書20ページから26ページにかけましては、人件費に係る給与明細書、それと27ページには債務負担行為に関する状況、28ページには地方債に関する調書を添付してございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度泉南清掃事務組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番、河部優議員、どうぞ。

○8番（河部 優君） 今ちょっと説明がありました予算書について質問したいと思いますけれども、予算書の15ページに掲載されている塵芥処理費の中の職員手当等に関するところ、今回退職手当ということで1,820万ほど計上されております。この泉南清掃事務組合の職員さんにつきましては、ここ数十年にわたって職員の新規採用が行われていないというふうに私は記憶しておりますけれども、また現在、定年延長という話も議論をされておりますけれども、予算書の22ページ、23ページに掲載されております資料を見ますと、現在職員さんは14人ということで、また平均年齢も23ページに記載の資料でいうと54.7歳ということで、職員の高年齢ということで高いということが伺えます。また、ここ数年でいきますと、退職者

の数も多く出てくるということも予測をされます。また、昨年の12月の全員協議会で新炉の建設に関わる話がございました。その中で建設費はトンあたり1億ということの説明ございました。またスケジュール等についても今後の内容について説明等ございましたが、今後の工場運営に関する職員の定数管理についてどのようにお考えかまずお聞きをしたいと思います。

○議長（二神 勝君） 知久孝事務局長。

○事務局長（知久 孝君） それでは、今後の人員確保につきましてご答弁させていただきたいと思えます。

ただいま、議員からご指摘いただきましたように、ここ20年ほどはこのプロパー職員さん採用は全然してございません。その後、そういった疑義について平成30年3月議会においてちょっと心配していただいた質問ございました。そのときの答弁でございますが、市民サービスの向上、あるいは有害物質の混入を回避するため、できるだけ市民と直接接するような場所はできるところまで直営で行かしていただくということと、やはりここは地方自治体でございますので、中枢部門というのは職員が要ってくるということでございます。しかし、おっしゃられるように退職等でどんどん職員が自然減していくということになってくるわけですけれども、その辺につきましては不足数ですね、不足されていく職員については、必要人員は構成市さんのほうから派遣要請してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（二神 勝君） 8番、河部優議員。

○8番（河部 優君） ただいま、事務局長のほうから説明ございましたけれども、構成市より職員を派遣するというところでございますけれども、現職員も退職していく中で、清掃工場の運営に関して、例えば機械設備のトラブルとか、また数年前に焼却灰の関係で鉛の基準値がオーバーしたということで搬入停止もされたという事例もあると思うんですね。そういう中で、例えば様々なトラブルが発生したときに、構成市から派遣される職員さんだけで十分対応できるのかどうか、技術面も含めてできるのかどうかを改めてちょっと伺いたいと思えます。

○議長（二神 勝君） 知久孝事務局長。

○事務局長（知久 孝君） お答え申し上げます。

おっしゃられるように、2年ほど前に鉛の混入によりまして、フェニックスへの投入が停

止されるといったこともございました。議員ご心配のように、技術の承継というものが必要になってくるかというふうには一応考えられるんですけども、今後のごみ処理場の整備及び維持管理につきましては、やっぱりごみ処理の減少でございますとか、分別の推進、そして施設の自動化や合理化、複合的な要素が考えられるということで、さらには設備の高度化が進行するということが予測されておまして、1自治体レベルでは技術の承継の維持はかなり難しいというふうに考えるところでございます。

そうした場合、実績のある技術集団にこちらを委託するというふうになるかと思うんですけども、運転経費でございますとか、修繕料、あるいは工事費が妥当であるかどうか等々につきましては、運転方法など委託業者と十分協議しまして検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（二神 勝君） 8番、河部優議員君。

○8番（河部 優君） ありがとうございます。

1点、ちょっと今後の職員体制も含めてしっかり検討する必要があるのかなと思うんですけども、先ほど、事務局長から平成30年3月議会で説明があったということだったんですが、当時、長期包括の運営委託をするという話もあったと思うんです。そんな中での一定今後の職員体制も含めたということだったと思うんで、今現在それがなくなっている今、改めて今後この事務組合の職員体制をどのようにするかということを考えていく必要があろうかなど、平均年齢も含めて、54.7というのは非常に高い年齢層だと思いますので、ぜひその辺をしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（二神 勝君） ほかに質疑ございませんか。

11番、森裕文議員。

○11番（森 裕文君） 14ページ、16ページ、温水プール指定管理料が4,100万、前年度、本年度が3,800万、280万の減ということなんですけれども、この理由をお聞かせください。

それから、泉南市からの使用料ですね。これ泉南市というか泉南市教育委員会というのか、からの使用料というものが指定管理業者との契約なので把握していなければそれはそれでそうお答えくだされば結構ですけども、お答えください。

それから、今の河部議員の質問で関連して申し訳ないんですけども、要約すると、技術者をこの組合で育てていくつもりはないんだという答弁であったと思うんですけども、果たしてそれでいいんでしょうかという問題なんです。今現状で十分いいですか。ここに全て

お任せしていて、将来的にも J F E に当然限ったことではないでしょうけれども、いわゆる部外の業者にこの施設をお任せしていくという姿勢で技術者がいないという状況になっても構わないんだということはちょっと違和感があるんですけれども、あくまでも部外者でありまして、ここは自治体でありますから、自治体としての姿勢を持っていかなきゃいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（二神 勝君） 古木康之事業課長、どうぞ。

○事業課長（古木康之君） 温水プールの指定管理料の件でございますが、指定管理5か年ありまして、初年度だけ端数の予算を計上しておりまして、残り4年を一応ほぼ均等割ということで、初年度だけ280万高くなっております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 知久孝事務局長、どうぞ。

○事務局長（知久 孝君） それでは、温水プールの学校利用のことでございますけれども、平成30年度からの指定管理制度を温水プールで導入するわけでございますけれども、この指定管理制度というのは単なる委託契約でございまして、包括的な業務委託ということで、議会の議決を経て行う行政処分ということになります。そして、広範の自由裁量でありますとか事業者の創意工夫による利用推進が図られるということによって、公共施設としての利活用、市民へのサービスの向上を意図しているということになってくるかというふうに考えます。

昨年から行っております学校利用もその側面と捉えてございまして、青少年の健康増進でございまして、スポーツ技能の向上、そういったものに役立つということでございます。ただ、学校利用が絶対的に優先ということではございまして、やはり一般利用に支障のないように行すべきというふうに考えてございますけれども、先ほど申しましたように、利用料の徴収等々に関しましては、指定管理者の裁量に一定任されているというふうには理解しておるところでございます。

それと、技術者の育成についてでございますが、これはかなり難しい問題でございます。環境省もこの辺について頭を悩ませておるということでございまして、やはり環境省の見解としましても、一地方公共団体では難しい、よほどの大都市でない限り技能の継承というのは難しいのではないかとということで、単に運転を行うことではなくて、技術職の設計、施工管理を複合的に捉えまして、委託業者やメーカーと対等に渡り合えるという技能、知識が必要となってくると思います。そういう意味では技術集団を抱える大都市、先ほど申しました



ように、大都市は別として、一地方公共団体は大変深刻な限界がなつてこようというふう  
に考えます。

今後ですけれども、廃棄物処理施設の整備につきましては、設計、施工維持管理を行うデ  
ザインビルドオペレーション、DBO方式が一般的と言われておりまして、環境省の示す発  
注方式、いわゆる性能発注と、それと総合評価の入札方式での業者選定というふうになつて  
こようかというふうにご考えておるところでございます。その辺につきまして、要求水準書の中  
できっちりとしていく必要があるかというふうに思います。ただ、ここの処理場いろん  
な問題がございまして、今の運転をまずどないしていくんかということでございますけれど  
も、その辺につきましては、やはり今の職員さんがある程度運転経験があるということと、  
機械もある程度は承知されておるといふことで、できるところまではJFEさんと協力しな  
がら施設の維持管理に当たっていくというふうにはなろうかと思ふんですけれども、将来的  
に新しい施設が整備された場合は、やはり専門集団に委託して、要求水準書の中でリスク分  
岐点をはっきりするということになつてこようかというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（二神 勝君） 11番、森裕文議員。

○11番（森 裕文君） 専門集団に任せるといふことは当然よく理解できるんですけれども、  
ただ、任せっ放しでいいのかということなんです。意図も分からんようになってきたら困  
るじゃないですか。何をやっているか分からんようになってきたら。そういう目を持った職  
員が将来的に私必要だと思ふんですけれども、業者を監視するといふ言い方はおかしいで  
すけれども、管理できる技術者とまではいきませんが、そういう職員が私は必要だと思  
いますけれども、それは中央官庁によって置かれるのも一つの手ですけれども、あまりにも  
業者任せにしてしまうと市民の目も行き届かない事態になりかねないかと心配をいたし  
ます。

それから、プールですけれども、おっしゃることは分かりますけれども、これ阪南市さん  
にも説明を、泉南市の学校のプール授業がこの温水プールで行われるということについて阪  
南市さんにも説明、相談をされた上でのことでしょうか。阪南市も当然学校プールという問  
題を抱えておるわけですから、泉南市が一方的に割り込んできたということであれば、阪南  
市さんとしても遺憾であろうと私は思いますけれども、その辺をご説明いただきたいと思  
います。

○議長（二神 勝君） 知久孝事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 先ほどの技術の件でございますけれども、前置きさせていただきましたように、環境省大臣官房のほうからいろいろと技術については心配しているということで、廃棄物処理施設というのは広範囲にわたる技術を採用しているということで複雑かつ大規模な技術システムであるということ、それとプラントメーカー独自の構造でありますとか、特許ノウハウを持っている、いろんな性格がございます。ですので、将来的には受注者には設計と施工の両方を合わせるという性能発注という方式、設計施工一体型の発注になってくるわけですが、それをどう管理していくかということですが、平成18年度に廃棄物処理施設の建設工事等の入札契約の手引きというのを公表されてます。これに基づいていろいろと議論されているところでございますが、先ほど申しましたように、やはり大都市を除きますと、廃棄物処理施設の建設事業というのは短くても20年から30年、長ければ数十年工事がないということでございますので、市町村ではその技術力の確保や維持が難しいという事情はもう環境省のほうも十分理解しているというところでございます。こういったことにつきましては、全国都市清掃会議という会がございます、やはり廃棄物の処理施設をどうしていくかといった絶えずそういう研究されているところがあるみたいですが、その中でも一つの提案としましては、市町村間の相互協力強化というのがちょっと提案されておりまして、例えば19年度以降の公正中立な大都市技術者等の専門家集団による技術支援といったもの、例えば大きな市にちょっと見てくれませんかといったようなこともひょっとしたら可能かというふうな考えもします。この辺難しい問題でございますけれども、いろいろな方策を技術の継承といいますか、できるだけ細かく見ていけるようにあらゆる情報を張り巡らせまして、施設の運転ないし維持管理には努めていきたいというふうに思います。

それと、温水プールの学校利用でございますが、これにつきましては阪南市さんの教育委員会さんとうちの教育委員会さんとの、泉南市のほうでいろいろ話をされて、尾崎スイミングさんのほうでもいろいろやりくりを考えていただいているというところでございますので、先ほど申しましたように、こうすることによって一般利用が阻害されるとか、あるいは一方の市が不利益を被るということがないように指定管理者のほうには施設設置者としてお願いしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（二神 勝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようでございますので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（二神 勝君） お諮りいたします。

本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和2年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月23日

議 長 二 神 勝

署 名 議 員 見 本 栄 次

署 名 議 員 上 甲 誠